

## 海区漁業調整委員会の委員候補者評価要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第11条第2項に基づき海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の評価に関し、必要な事項を定める。

### (評価基準)

第2条 海区漁業調整委員会の委員候補者評価基準（以下「評価基準」という。）は、別表のとおりとする。

### (評価方法)

第3条 評価委員会は、海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第6条又は第7条により知事に提出された海区漁業調整委員会委員候補者推薦書又は海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書について評価基準に基づき委員候補者を採点し、合計点数の高い者から委員候補者の順位を定めるものとする。

2 前項においてもなお順位を定めることができない場合は評価基準の評価項目1. 推薦又は応募の理由の合計点数が高い者を上位とする。

3 前項においてもなお順位を定めることができない場合その他委員長が必要と認める場合は、該当する委員候補者の面接を行い、その結果を踏まえることができる。

### (委員候補者の報告)

第4条 評価委員会の委員長は、評価結果を知事に報告するものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

この要領は、令和6年8月8日から施行する。

別表 海区漁業調整委員会の委員候補者評価基準（漁業者又は漁業従事者委員）

評価項目	評価基準	評価点
1. 推薦又は応募の理由	推薦又は応募の理由が明確である	優 15
		良 10
		適 5
	漁業調整委員として職務に対する意欲や責任感が認められる	優 15
		良 10
		適 5
2. 推薦の有無、推薦者（団体）の性格等	団体推薦	①推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合長会からの推薦 15
		②推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合からの推薦 10
	個人推薦	③推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業者20人以上連名の推薦 5
	④応募 3	
3. 漁業協同組合の指導的立場（役員等）の経験	推薦又は応募する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合の指導的な立場にある者 5	
	推薦又は応募する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合の漁業種別部会や協議会等の指導的な立場にある者 3	
4. 漁業の経験	20年以上 5	
	10年以上20年未満 3	
	10年未満 1	
5. 漁業調整委員の経験	経験がある者 5	
6. 地域貢献	長崎県漁協女性部連合会又は長崎県漁協青壮年部連合会の役員である者並びに経験者 5	
	青年又は指導漁業士である者並びに経験者 5	
7. 法令遵守	直近5年間に本人又は本人が役員就任中の法人による漁業関係法令違反による司法又は行政処分なし 5	
8. 女性の参画促進	女性 10	

※評価点の合計点数が同点により順位を定めることができない場合は評価項目1. 推薦又は応募の理由の合計点数が高い者を上位とする。

※3. 6. については複数項目に該当がある場合は評点を合算

別表 海区漁業調整委員会の委員候補者評価基準（学識経験委員）

評価項目	評価基準	評価点	
1. 推薦又は応募の理由	推薦又は応募の理由が明確である	優 15	
		良 10	
		適 5	
	漁業調整委員として職務に対する意欲や責任感が認められる	優 15	
		良 10	
		適 5	
2. 推薦の有無、推薦者（団体）の性格等	団体推薦	①推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合長会からの推薦	15
		②推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合からの推薦	10
	個人推薦	③推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業者20人以上連名の推薦	5
	④応募	3	
3. 漁業協同組合の指導的立場（役員等）の経験	推薦又は応募する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合の指導的な立場にある者		5
	推薦又は応募する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業協同組合の漁業種類別部会や協議会等の指導的な立場にある者		3
5. 漁業調整委員の経験	経験がある者		5
6. 地域貢献	長崎県漁協女性部連合会又は長崎県漁協青壮年部連合会の役員である者並びに経験者		5
7. 法令遵守	直近5年間に本人又は本人が役員就任中の法人による漁業関係法令違反による司法又は行政処分なし		5
8. 資源管理及び漁業経営に関する指導的立場の経験等	資源管理及び漁業経営に関する専門的な知識及び豊富な経験が認められる者		優 15
			良 10
			適 5
9. 女性の参画促進	女性		10

※評価点の合計点数が同点により順位を定めることができない場合は評価項目1. 推薦又は応募の理由の合計点数が高い者を上位とする。

※3. については複数項目に該当がある場合は評点を合算

別表 海区漁業調整委員会の委員候補者評価基準（中立委員）

評価項目	評価基準	評価点	
1. 推薦又は応募の理由	推薦又は応募の理由が明確である	優 15	
		良 10	
		適 5	
	漁業調整委員として職務に対する意欲や責任感が認められる	優 15	
		良 10	
		適 5	
2. 推薦の有無、推薦者（団体）の性格等	団体推薦	①法務、財務、税務関連の国家資格 <sup>※</sup> を有する者で構成される法人・団体からの推薦	12
		②市町等公共団体又は市町村会からの推薦	10
		③当該海区の組合長会又は漁協からの推薦	8
		④上記①②③以外の法人・団体 <sup>※2</sup> からの推薦	6
	個人推薦	⑤推薦する漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所を有する漁業者20人以上連名の推薦個人からの推薦	6
		⑥応募	3
3. 漁業調整委員の経験	経験がある者	5	
4. 法令遵守	直近5年間に本人又は本人が役員就任中の法人による漁業関係法令違反による司法又は行政処分なし	5	
5. 中立的な業務経験や活動実績等	長崎県内の漁業に関する識見を有し、中立的な業務経験及び豊富な活動実績が認められる者	優 15	
		良 10	
		適 5	
6. 女性の参画促進	女性	10	

※評価点の合計点数が同点により順位を定めることができない場合は評価項目1. 推薦又は応募の理由の合計点数が高い者を上位とする。

（参考）

※法務、財務、税務関連の国家資格を有する者  
 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、海事代理士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、  
 社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士のうち下記を対象とする。

法務関連：弁護士、司法書士、行政書士、弁理士

財務・税務関連：公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士

※2 漁業士会、漁業士連絡協議会、漁青連、女性連 等